

和福障第2871号
令和8年3月31日
(2026年)

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和8年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について、下記の内容をご確認いただき、対象となる事業所においては、所定の期日まで必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期限 令和8年4月15日(水)【郵送の場合は当日消印有効】

2. 提出方法 郵送または持参

※受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部をご準備ください。

※郵送により提出する場合も、受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部を送付していただくことに加えて、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの(※料金不足とならないようご注意ください。))を必ず同封してください。

3. 届出について

従業者の員数等の変更に係る届出について(令和8年4月1日時点)

(1) 対象事業所

訪問系以外のサービス事業所

※ただし、以下の場合は届出不要です。

- ① 前回定例届出(令和7年4月1日時点)以降、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に変動がない場合
- ② 既に他の変更届と併せて従業員の変動を届け出ており、その後「従業者の職種、員数及び職務の内容」に変動がない場合

(2) 提出書類

令和8年4月1日時点の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、令和7年4月1日時点または直近の届出時点と比較して変更がある場合は、下記の書類を提出してください。

- ① 変更届出書(別紙様式第二号)
- ② 付表(サービス種別に対応したもの)
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式4)
- ④ 組織体制図(参考様式6)
- ⑤ 資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更が分かる書類を添付)
- ⑥ 運営規程

※⑤については、令和7年度中に新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出し

てください。

※運営規程における従業者の員数について、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「常勤換算〇人以上（うち1人以上は常勤）」と記載することを可とします。なお、重要事項説明書における員数の表記についても同様の取り扱いを可とします。

4. 様式について

各種様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

各種様式ダウンロード（和歌山市ホームページ：ページ番号 1067350）

※令和8年4月より各種様式が変更されています。必ず上記ホームページに掲載している新様式を使用してください。

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
TEL：073-435-1360
FAX：073-431-2840